

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会
団体所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字三吉 379 番地
活動の開始年月	2016年3月
法 人 格	・○あり・申請中なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2016年10月31日 所轄: 奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 ④. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 國際協力・交流 17. 男女共同参画 ⑯. 子どもの健全育成 ⑰. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	広陵町
現在の活動内容	孤立する子育て家庭が多い中、乳幼児の健全な育成を願い、スタッフが知恵と力を合わせ、乳児の親子広場「ゼロのわくわくプログラム」、乳幼児の親子広場「子育ておしゃべり会」・「Zoomでほっと(hot) なおしゃべり会」を毎月各1回開催し、親子がふれあい、参加者が交流し、相談もできる安心した居場所になっている。また、関係機関と連携しながら、随時個別の相談にも乗っている。さらに、「家族・子育て」を支えるまちづくりに寄与するため、住民参加の展示会・講演会・対人援助職者のためのワークショップを開催したり、活動内容を通信やFacebookで発信したりしている。 個人会員数 21人：団体会員 5団体：専従職員 0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)	★「令和3年度『家庭教育支援チーム』の活動の推進に係る文部科学大臣表彰」を受賞した。(全国の特色ある優れた31の活動の中に選ばれた) ★令和5年度のすべての活動(親子広場・展示会・講演会・対人援助職者のためのワークショップ)は、「広陵町」・「広陵町教育委員会」の後援で開催している。また、令和5年度には2回、「女性活躍推進交付金事業」として、広陵町が進める協働のまちづくり事業として委託を受け、親子が楽しむイベントと家事・育児のワークショップを開催している。
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	専門職の保育士や助産師等のスタッフが、「つながる」・「共に」・「継続」・「発信」をモットーに、草の根のボランティア活動を8年近く続けてまいりました。これまでのべ1400組を超える乳幼児の親子が本会の親子広場やイベントに参加して、親子でふれあい、保護者同士やスタッフと温かいつながりを持ち、親として子育ての力を付けてくださいました。ご寄付で、プログラムや玩具をより楽しめるものにし、講師も充実した親子広場を開設し、子育てを手助けできる活動を行います。案内チラシやパンフレット・ポスターを作成し、親子の参加を募ると共に、地域の方々にも広く子育てへの応援を呼び掛けたいと考えています。ご寄付をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(様式第3号)

令和5年12月17日現在

団体役員名簿

団体名：特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会

役職名	氏名	住所
理事	新谷眞貴子	
理事	齋藤浩敏	
理事	辻野より子	
理事	浅江笑美子	
理事	増田智栄子	
理事	小池英梨子	
理事	横山 遥	
監事	西井裕美子	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、
住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 家族・子育てを応援する会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町大字三吉 379 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、家族・子育てを支援し、子育て支援の拠点となる事業を行うと共に、共生して暮らしていけるまちづくりに関する事業を行い、地域で子どもが健やかに育つことと、多世代・様々な立場の人々が、生涯を共に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)社会教育の推進を図る活動
- (4)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 家族・子育て支援に係る事業
 - ② 共生して暮らしていけるまちづくりに係る事業
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業



第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。



第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。



- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。



(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)



第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることのできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)



第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が



別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。



第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

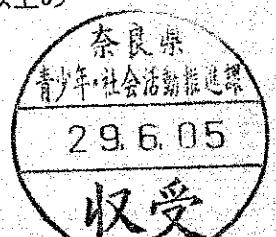
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の



議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 捐出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	新谷眞貴子
副理事長	齋藤浩敏
副理事長	辻野より子
理事	増田智栄子
同	上田利江子
同	小池英梨子
同	新谷 遥
監事	前川祐子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総



会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費個人 3,000円（1年間分）

正会員会費団体 30,000円（1年間分）

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員会費個人 3,000円（1年間分）

賛助会員会費団体 30,000円（1年間分）



令和4年度 事業報告書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 家族・子育てを応援する会

1 事業の成果

令和4年度も、子どもの健全育成を願い、「つながる」「継続」「共に」「発信」を活動のモットーに、子育て中の保護者の思いに寄り添い、専門職のスタッフが知恵と力を合わせ、地域に根差した子育て支援事業を展開した。社会や新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に応じて事業を行った。

事業は、「広陵町」と「広陵町教育委員会」の後援名義で行い、文部科学省が推進する「地域の力で家庭や子供を支える広陵町家庭教育支援チーム」として登録した。また、事業費用としては、「広陵町家庭教育支援チーム活動補助金」、「広陵町共同募金委員会助成金」、広陵町委託事業費、寄附金、会費等を主な経済的な基盤とした。

令和4年度の中心の事業は、親子が楽しめ、交流や相談ができる3つの親子広場の開催である。乳児の親子対象の「ゼロのわくわくプログラム」と乳幼児の親子対象の「子育ておしゃべり会」は、年間を通して対面式で行い、大幅に参加者が増えた。また、乳幼児の親子対象の「Zoom でほっと(hot)なおしゃべり会」も、直接出向けないご家族や遠方のご家族に、特性を活かした支援が継続して出来た。参加者は、安心した空間でさまざまなプログラムを楽しみ、子育ての悩みなどを参加者同士交流し、専門職のスタッフに相談して、「思いを聞いてもらえて気持ちが楽になった」という感想も少なくなかった。一年間で、「ゼロのわくわくプログラム」には、延べ 53 組 108 人の親子の参加が、「子育ておしゃべり会」には、延べ 108 組 286 人の親子の参加が、「Zoom でほっと(hot)なおしゃべり会」には、延べ 29 組 46 人の親子の参加があった。アンケートから、参加者は、親子で楽しんだり、参加者やスタッフと悩みや不安を共有したり相談したりすることを通して、子育てにまた向き合う力が得られたと思われる。

年を重ねる度に、より一層保護者とのつながりが濃くなり、信頼の上に成り立つ相談も寄せられた。家庭の事情はさまざまであり、支援を必要とする家族へ、スタッフが電話・メール・Zoom・対面等で丁寧に寄り添い、随時個別の相談を行った。行政や関係機関・子育て支援の他団体に繋いで連携して支援をする場合もあった。困窮していた家庭から、事情が改善した報告と感謝の思いを伝えられることもあり、スタッフと共に喜んだ。個別の相談については、今後も支援の協働体制は必要である。

そして、地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指して、活動の様子や保護者の思いを、毎月 Facebook やメール配信で、親子広場の案内情報等と共に発信し、随時「おしゃべり通信」として地域の公共施設や幼稚園等に配布した。また、町の新生児訪問でも本会の広場の案内を配布していただいた。

本会のスタッフに応援してもらったことを心に留め、今度は誰かの役に立ちたいと、困っている保護者に自主的に声を掛けたり力になったりする保護者の姿が見られた。自主的に参加者同士が集まり楽しむ場を持つこともあった。一方、行政の「一時預かり事業」「一時保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」の子育て支援事業への要望が保護者から出たので、本会独自で保護者の思いやニーズをアンケート調査し、スタッフと保護者で考察をまとめて、行政の関係部署に提出してより良い方向に進んでいくように話し合った。さまざまな問題が起きた時に、保護者の思いをつなぐ働きが出来た取り組みもあった。

一年を振り返り、スタッフと話し合いを重ねて共通理解を深め、親子に寄り添った支援を継続して行うことが出来た。また、令和4年度の課題であった「協働の取り組み」という観点で、けんこう福祉部との話し合いを重ねられたことと、「女性活躍推進交付金事業」「広陵町が進める協働のまちづくり」の委託事業として、「家事・育児を考えるワークショップ」を本会の親子広場と組み合わせて行うことが出来た。この委託事業は、参加者の満足度・行政の評価が高く、次年度も継続の予定である。さらに、行政・関係機関・他団体・地域住民の皆様との「地域の協働」が広がることが望まれる。近隣の市においても、本会の活動へ理解と協力が得られ、通信や案内チラシの設置をしていただいている。

年度末には、「第7回団士郎家族漫画展・講演会」を開催し、延べ約200人が来場した。このイベントは、多世代の住民に投げかけるメッセージ性が大きく、回を重ねることによって、地域全体で家族・子育てを支援するまちづくりにつながっていると考える。令和4年度も同時期に、対人援助職者のための「団士郎家族理解ワークショップ」も開催し、さまざまな対人援助職の方々が、熱心に受講した。次年度も、これらのイベントは開催予定である。

次年度も、令和4年度で得られた多くの成果と、親子や地域の皆様との信頼関係を基に、「スタッフの後進の育成」という課題をもって、子育て家庭を応援することと、地域の力で家庭や子どもを支える協働の取り組みがさらに進められるよう地道に事業を行っていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
<u>家族・子育て支援に係る事業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児向けのプログラムと、交流・相談・体重測定が出来る、乳児の親子広場「ゼロのわくわくプログラム」を対面式で開催した。 ・親子で楽しむプログラムと、交流・相談ができる、乳幼児の親子広場「子育ておしゃべり会」を対面式で行った。 ・親子で手遊びや絵本を楽しみ、参加者がさまざまな思いを交流・相談が出来る、乳幼児の親子広場「Zoom ではっと (hot) なおしゃべり会」を開催した。 ・電話・メール・Zoom・対面等で個別相談を行った。 ・案内チラシ・パンフレット・通信等で地域に活動を発信した。 ・メール配信と Facebook で、情報発信を行った。 ・「家族」「子育て」を地域住民と共に考える、展示会・講演会を開催した。 ・家事・育児の家族の共同についてワークショップを開催した。 	4/5.5/10. 7/5.8/2. 9/27.10/4. 11/1.12/6. 1/9.2/7.3/7 4/17.5/15. 6/26.7/30. 8/28.9/23. 10/16.12/25. 1/22.2/12.3/26 4/27.5/25. 6/15.7/13. 9/21.10/19. 11/23.12/14. 1/18.2/18. 3/18	町内施設 町内施設 各家庭 隨時 12 件 案内は月 1 回、 その他は随時 毎月各 1 回 展示会は 2/26 ~3/12、講演会 は 3/5 12/25.2/12	11 回で延べ 32 人 11 回で延べ 65 人 11 回で延べ 21 人 相談場所 地域 子育て家庭 公共施設 貸館施設 公共施設	乳児の親子 延べ 108 人 乳幼児の親子 延べ 286 人 乳幼児の親子 延べ 46 人 保護者 延べ 34 人 不特定多数 不特定多数 多世代の地 域住民 212 人 乳幼児の保 護者 延べ 36 人 多世代の地 域住民 212 人 対人援助職 者 13 人	35 249 28 10 31 5 106 121 46 0 0
<u>共生して暮らし ていけるまちづくりに係る事業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族」「子育て」を地域住民と共に考える、展示会・講演会を開催した。 ・対人援助職者のための家族理解ワークショップを開催した。 	展示会は 2/26 ~3/12、講演会 は 3/5 3/4	公共施設 町内施設	延べ 29 人 3 人	多世代の地 域住民 212 人 対人援助職 者 13 人	
<u>地域子育て支援 拠点事業</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・通年、同じ場所・日程で、乳幼児を育てている人々の交流・相談の場となる親子広場を開催する。 		実施しなかった。			0
<u>その他この法人 の目的を達成す るために必要な 事業</u>			実施しなかった。			0

令和4年度 活動計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会
(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	33,000
賛助会員受取会費	149,000
.....	
2 受取寄附金	
受取寄附金・協賛金・カンパ金	217,222
施設等受入評価益	0
3 受取助成金等	
受取公的助成金	100,000
受取広陵町共同募金委員会助成金	50,000
4 事業収益	
広陵町委託事業費	121,000
5 その他収益	
受取利息	6
ワークショップ参加費	52,000
.....	
経常収益計	52,006
II 経常費用	722,228
1 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
備品費	120,801
印刷・製本費	58,083
通信・運搬費	39,000
旅費交通費	43,060
諸謝金	247,931
傷害保険費	38,980
消耗品費	76,804
賃貸料・会場使用料	6,400
雑費	0
その他経費計	631,059
事業費計	631,059
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
研修費	16,000
旅費交通費	0
修繕費	0
手続き費用	1,650
その他経費計	17,650
管理費計	17,650
経常費用計	648,709
当期経常増減額	73,519
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	0
.....	
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	0
.....	
経常外費用計	0
税引前当期正味財産増減額	73,519
法人税、住民税及び事業税	0
当期正味財産増減額	73,519
前期繰越正味財産額	536,442
次期繰越正味財産額	609,961

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会
(単位:円)

科目	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	609,961
未収金	0
.....	
流動資産合計	609,961
2. 固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	609,961
II 負債の部	
1. 流動負債	
流動負債合計	0
2. 固定負債	
長期借入金	0
固定負債合計	0
負債合計	0
III 正味財産の部	
前期繰越正味財産額	536,442
当期正味財産増減額	73,519
正味財産合計	609,961
負債及び正味財産合計	609,961

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	609,961		
流動資産合計		609,961	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			609,961
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0		
2. 固定負債			
長期借入金			
固定負債合計	0		
負債合計		0	
正味財産			0
			609,961